

# 平成31・32年度 入札参加資格審査申請書

## 記載要領（建設工事）

下野市が行なう一般競争（指名競争）入札に参加を希望する方は、下記事項に注意して申請してください。

### 1. 入札参加資格審査申請の対象者

次のいずれかに該当する者については、入札参加する資格はありません。

- ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- イ. 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
- ウ. 市税・法人税・申告所得税及び消費税・地方消費税に未納のある者
- エ. 審査基準日が、平成29年8月1日以降の経営に関する事項の審査を受けていない者、又は経営事項審査を受けている者で許可行政庁から総合評定値（P）の通知を受けていない者
- オ. 当該申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽に記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- カ. 建設業法第2条第3項の規定による建設業者でない者（建設業の許可を受けていない者）
- キ. 社会保険等加入でない者（雇用保険、健康保険、厚生年金）  
※個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合は除く
- ク. 入札参加資格を希望する業種について、引き続き2年以上従事している実績がない者

### 2. 申請書 市指定様式とする（指定様式以外は不可）

※ 様式は市ホームページよりダウンロードできます

アドレス <http://www.city.shimotsuke.lg.jp/>

3. 添付書類 別紙提出書類一覧表（建設工事）のとおり

4. 記載要領 別紙記載要領（建設工事）のとおり

5. 有効期間 受付日から令和3年 3月31日まで

6. 提出先 下野市役所 総務部 契約検査課

7. 提出方法 郵送のみ 当日消印有効

※申請封筒に『入札参加資格審査申請書在中（建設工事）』と明記してください。

8. 受付期間 令和元年7月8日から令和2年9月30日まで（土曜、日曜等を除く）

9. その他 (1)持参の場合、混雑時にはお待ちいただくことがあります。また内容を説明できる方が持参してください。

(2)草刈・側溝清掃等については、役務で申請してください。

(3)下野市電子入札利用者登録番号（工事）決定通知書により利用者登録番号を受けていない者は、競争入札における指名選定の対象となりません。

## 問い合わせ・申請先

〒329-0492 栃木県下野市笹原26番地

下野市役所 総務部 契約検査課

TEL 0285-32-8890 FAX 0285-32-8607

提出書類一覧表 (建設工事)

No	書類の名称	備考
1	<b>市指定様式(様式1)</b> 入札参加資格審査申請書	申請書の記載要領に基づき記入してください。
2	<b>市指定様式(様式2)</b> <b>添付書類</b> 建設業許可申請書の専任技術者証明書(様式第八号) <b>又は専任技術者一覧表(別紙四)</b> の写し	営業所の専任技術者を確認するため、許可行政庁へ提出した専任技術者証明書 <b>又は専任技術者一覧表の写しを添付してください。(最新の状況がわかるもの)</b>
3	建設業の許可通知書の写し 建設業許可申請書(様式第一号)の写し	
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し <b>添付書類</b> 別紙一 工事種類別完成工事高/元請完成工事高の写し	審査基準日が <b>平成29年8月1日以降で総合評定値(P)の通知を受けているもの</b> の写しを提出してください。 <b>※完成工事高の2年(3年)平均欄に金額の記載がない業種の申請はできません。</b>
5	建設業許可申請書の営業所一覧表(別紙二)(旧様式の場合は様式第一号及び別表)の写し	<b>支店等により登録を希望する場合には</b> 、建設業許可申請書の営業所一覧表の写しを提出してください。(受任者を置く場合)
6	工事経歴書 (市外の事業者又は市内の新規登録事業者のみ)	直近に建設業許可行政官庁へ提出したもの(様式第二号又は様式第二号の二)の写しを提出してください。
7	納税証明書	<b>法人:</b> 税務署で発行する消費税及び法人税納税証明書(様式: <b>その3の3</b> ) <b>個人:</b> 税務署で発行する消費税及び申告所得税納税証明書(様式: <b>その3の2</b> ) ※下野市内に本店及び営業所等のある場合は、 <b>本市税務課で発行する全税目の納税証明書も提出</b> してください。 なお、 <b>納付すべき税額がない場合も必要</b> です。 <b>※原本</b> (発行日から3ヶ月以内のもの)写しは×。  <b>※合わせて他の業種(建設工事、測量・建設コンサルタント、役務、物品)の申請をする場合は、受付日の早いものに原本を添付すれば、他は写しの添付で可。</b>

8	建設業労働災害防止協会加入証明書 (市内に本店のある事業者のみ)	加入している場合は提出してください。 (発行日から3ヶ月以内のもの)
9	年間委任状 (様式は任意)	年間委任状は、入札及び契約締結等について、年間を通じて受任者を置いている場合に提出してください。 ※代表取締役が支店長を兼務している場合等、同一人物への委任は認められません。代表者とは別に代理人を設置してください。
10	雇用状況報告義務のある事業主は障害者雇用状況報告書 (様式第6号) 雇用状況報告義務のない事業主は <b>市指定様式 (様式3)</b> 障害者雇用状況について (市内に本店のある事業者のみ)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を達成している場合は、直近の障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。 ※法定雇用率を達成していない場合は、添付不要です。 また、同法による雇用状況報告義務のない事業主で障害者雇用率制度の対象となる労働者を常時雇用している場合は、雇用状況が確認できる書類を添付してください。
11	<b>市指定様式 (様式4)</b> 保護観察等対象者雇用実績証明申請書 (市内に本店のある事業者のみ)	平成28年10月1日から平成30年9月30日の期間に保護観察等対象者の雇用実績がある場合は、別添申請書により宇都宮保護観察所の証明書の写しを添付してください。
12	<b>市指定様式 (様式5)</b> 誓約書	暴力団の排除に関すること及び談合等、独占禁止法違反行為をしないことを予め誓約していただくものであり、すべての方にご提出いただきます。代表者名により、提出してください。
13	<b>市指定様式 (様式6-1)</b> 下野市内支店・営業所設置状況調書 (準市内業者の認定を受ける場合のみ)	下野市内に支店・営業所を設置して、入札及び契約締結等について、年間を通じて委任する場合に提出してください。 ※支店等としての登記を確認するために、商業登記簿謄本の原本を添付してください。
14	<b>市指定様式 (様式7)</b> 下野市内支店・営業所配置職員調書 (準市内業者の認定を受ける場合のみ)	下野市内に支店・営業所を設置して、入札及び契約締結等について、年間を通じて委任する場合に提出してください。 ※支店等としての登記を確認するために、商業登記簿謄本の原本を添付してください。
15	返信用の封筒	受付票の送付に使用します。 ※82円切手を貼付し、あて名を記載してください。
16	入札参加資格審査申請書 受付審査表	提出者チェック欄にチェックのうえ、申請書に綴じこまずに提出してください。

# 申請書の記載要領（建設工事）

## 1. 市指定様式（様式 1） 入札参加資格審査申請書

- (1) 「令和 年 月 日」の欄には、申請日を記入してください。
  - (2) 「新規継続区分」の欄は、今年度初めて下野市に当該申請書を提出する場合には「1」を、それ以外の場合には「2」を○で囲んでください。
  - (3) 「業者コード」及び「受付番号」の欄（網掛け部分）は、記入しないで下さい。
  - (4) 「契約委任」の欄は、下野市発注工事の入札及び契約締結等について、支店あるいは営業所等に権限委任する者を、年間を通じて置いている場合には「1」を、置いていない場合には「2」を○で囲んでください。
- ※ 受任者は、建設業法施行令第3条の規定による使用人（令3条の使用人）であることが必要です。
- (5) 「実印」の欄は、代表者の実印を押印してください。
  - (6) 「使用印」の欄は、入札及び契約締結等において代表者の実印を使用しない場合に押印してください。
  - (7) 「建設業許可番号」の欄は、建設業の許可番号を記入してください。
  - (8) 「法人・個人の区分」の欄は、法人の場合は「1」を、個人の場合は「2」を○で囲んでください。
  - (9) 「商号又は名称」の欄の法人の種類を表す文字については、次表の略号を用いて記入してください。また、「フリガナ」においては、法人の種類を表す文字については記入せず、**会社名の「フリガナ」のみ記入**してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	合同会社	(合)	財団法人	(財)
有限会社	(有)	協同組合	(同)	社団法人	(社)
合資会社	(資)	協業組合	(業)	一般財団法人	(一財)
合名会社	(名)	企業組合	(企)	公益財団法人	(公財)

- (10) 個人事業主の方は、通常取引で使用している住所名称及び代表者氏名を記載してください。

### 【本店】

- (11) 「郵便番号」の欄は、本店所在地の郵便番号（7ケタ）を記入してください。  
「所在地」の欄は、左詰めで本店のものを都道府県名から記入し、丁目、地番は「-（ハイフン）」により省略して記入してください。  
「代表者職名」については代表者の役職名を記入し、「代表者氏名」の欄については代表者の氏名を記入してください。
- (12) 「電話番号」及び「FAX番号」については、本店の連絡先を記入してください。  
なお、市外局番、局番、番号の間は、「-（ハイフン）」で区切って記入してください。

#### 【支店等】

- (13) 「支店等」の欄は、下野市との契約締結権を委任される場合に、その支店等について記入してください。
- ※ 記入上の注意点は、【本店】と同様です。
- (14) 「建設業労働災害防止協会への加入状況」については、該当する欄に○を記入してください。  
(市内に本店のある事業者のみ ※格付用資料)
- (15) 「障害者の雇用状況」については、該当する欄に○を記入してください。
- ※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により雇用の義務付けがある業者で、法定雇用率を達成していない場合は、「雇用していない」の欄に○を付けてください。  
(市内に本店のある事業者のみ ※格付用資料)
- (16) 「保護観察等対象者」については、該当する欄に○を記入してください。
- ※ 様式4により、宇都宮保護観察所の証明書の写しを添付してください  
(市内に本店のある事業者のみ ※格付用資料)
- (17) 「申請内容の確認先」の欄には、申請内容に不明な点等があった場合に問い合わせをしますので、申請書を作成した担当者の所属部署・職名・氏名・連絡先を記入してください。

## 2. 市指定様式（様式 2）

#### 【その他の事項】

- (1) 建設業従事職員数、総職員数、営業年数を記入してください。

#### 【入札参加を希望する建設工事の種別】

- (2) 入札参加の資格審査申請業種は、7業種以内とします。
- ※ 入札・契約締結等の権限を委任する場合には、受任営業所で有している許可業種以外の業種については、事業者として許可を有していても希望することはできません。
- (3) 解体工事の入札参加の申請は、「29 解体」を選択してください。なお解体工事業で経営事項審査を受け総合評定値の通知を受けている必要があります。
- (4) 「経営規模等評価の審査基準日」の欄は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日を転記してください。
- (5) 「入札参加希望業種」の欄は、「コード」、「業種名」を【業種コード表】から選択し記入してください。
- 「許可区分」の欄は、許可行政庁の許可通知書から最新の許可区分と許可日を転記してください。
- 「総合評定値」、「技術職員数」の欄は、「入札参加希望業種」に対応する数値を、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書から転記してください。
- (6) 「営業所専任技術者」の欄には、許可を受けている業種の専任技術者となっている者の氏名を建設業許可申請書の専任技術者証明書から転記してください。
- (7) 「完成工事高」の欄は、許可行政庁に申請した経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一）に記載されている、**審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の完成工事高**をそれぞれ転記してください。  
**この欄に金額の記載がない業種の申請はできません。**

## 3. 建設業の許可通知書 等

建設業の許可通知書の写し及び建設業許可申請書（様式第一号）の写し。

#### 4. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

審査基準日が、平成29年8月1日以降の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付して提出してください。

#### 5. 建設業許可申請書の営業所一覧表

支店等（入札・契約締結等の権限を委任）により登録を希望する場合には、営業所一覧表（別紙二）の写しを提出してください。旧様式の場合は建設業許可申請書様式第一号及び別表の写しを提出してください。

#### 6. 工事経歴書（市外の事業者又は市内の新規登録事業者のみ）

申請日の直前に建設業許可行政官庁へ提出したものの写しを提出してください。  
※今回の申請から、市外の事業者又は市内の新規登録事業者のみ提出していただきます。

#### 7. 納税証明書

- (1) すべて直前1カ年の完納証明を提出してください。
- (2) 法人にあつては、税務署で発行する法人税及び消費税の納税証明書（様式：その3の3）、個人にあつては、税務署で発行する申告所得税及び消費税の納税証明書（様式：その3の2）をそれぞれ提出してください。  
なお、下野市内に本店及び営業所等がある場合には、本市税務課で発行する全税目の納税証明書も提出してください。
- (3) 納付すべき税額がない場合は、納付すべき税金がない旨の証明書を提出してください。  
※原本を提出してください（発行日から3ヶ月以内のもの）写しは不可  
※合わせて他の業種（建設工事、測量・建設コンサルタント、役務、物品）の申請をする場合は、受付日の早いものに原本を添付すれば、他は写しの添付で可。

#### 8. 建設業労働災害防止協会加入証明書（市内に本店のある事業者のみ）

※市内に本店のある事業者以外の方は提出不要です。

建設業労働災害防止協会に加入している者にあつては、協会の発行する「協会に加入している旨の証明書」を提出してください。（発行日から3ヶ月以内のもの）

※市内業者の格付に用いる書類につき、市内に本店のある事業者のみ提出してください。

#### 9. 年間委任状（様式任意）

- (1) 委任状は、入札及び契約の締結についての権限を、年間を通じて委任する場合に提出してください。
- (2) 代表者の住所、役職、氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- (3) 受任者の氏名、役職、氏名を必ず記載し押印してください。
- (4) 委任事項、委任期間を記載してください。

- (5) 代表取締役が支店長を兼務している場合等、同一人物への委任は認められません。代表者とは別に代理人を設置してください。

※市指定様式はありません。

## 10. 障害者雇用状況（市内に本店のある事業者のみ）

※市内に本店のある事業者のみ提出してください。

- (1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を達成している場合は、直近の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印があるもの）を提出してください。
- (2) 同法による雇用状況報告義務のない事業主で、障害者雇用率制度の対象となる労働者を常時雇用している場合は、障害者雇用状況について（市指定様式3）を提出してください。

## 11. 市指定様式（様式 4） 保護観察等対象者雇用状況（市内に本店のある事業者のみ）

### る事業者のみ）

※市内に本店のある事業者以外の方のみ提出してください。

保護観察等対象者の雇用実績がある場合は、別添申請書により宇都宮保護観察所の証明書の写しを添付してください。

## 12. 市指定様式（様式 5） 誓約書

この様式は、暴力団の排除に関すること及び談合等の独占禁止法違反行為を行わないことを予め誓約していただくもので、全ての方にご提出いただきます。委任先を設けた場合でも、代表者名を記名・押印したうえで提出してください。

## 13. 市指定様式（様式 6-1） 下野市内支店・営業所設置状況調書

下野市内に支店・営業所を設置して、入札及び契約締結等について、年間を通じて委任する場合かつ準市内業者の認定を受けることを希望する場合のみ提出してください。

準市内業者の認定要件

- 1) 法律に基づく営業の許可を有すること  
【例：建設工事・建設業法（昭和24年法律第100号）】
- 2) 支店又は営業所等が登記されていること
- 3) 事務所としての形態を整えていること

※ 下野市内に支店・営業所を設置しない場合には、提出する必要はありません。

※ この調書を提出する場合は、商業登記簿謄本の原本添付が必要です。

## 14. 市指定様式（様式 7） 下野市内支店・営業所配置職員調書

下野市内に支店・営業所を設置して、入札及び契約締結等について、年間を通じて委任する場合かつ準市内業者の認定を受けることを希望する場合のみ提出してください。

## 15. 返信用封筒（定型封筒）

受付後に、受付票を送付しますので、82 円切手を貼付し、宛名を記載した返信用封筒を同封してください。

封筒未添付、切手未貼付の場合は、受付票を送付いたしません。

## 16. 受付審査表

提出書類に不足がないか、提出者チェック欄にチェックして確認してください。  
提出書類一式とホチキス止めせずに提出してください。



## 申請書の提出方法

下野市におきましては、事務の効率化を図るため、「ファイリングシステム」を導入しています。つきましては、下記により申請書を作成し、提出をお願いいたします。

記

### 【入札参加資格審査申請書の提出方法】

提出要領に基づき、申請書類をA4版に揃えてもらい、ホチキス止め（二ヶ所）し、**受付審査表（チェック表）**と一緒に、透明のクリアホルダーに挟み込んで提出してください。

- ※ 不足書類がないか受付審査表により必ずチェックしてください。
- ※ 申請書が厚くなり、ホチキス止めできない場合には、ダブルクリップ等でとめて提出してください。
- ※ 申請書審査の結果、書類不備・不足等があった場合には、差換えが必要となるため、袋とじにする必要はありません。

